

平成28年11月4日

## 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について

－衣類等の洗濯表示（取扱い表示）が変わります－

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、本年12月1日から施行されます。

※家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づいて定められた、繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）において規定されています。

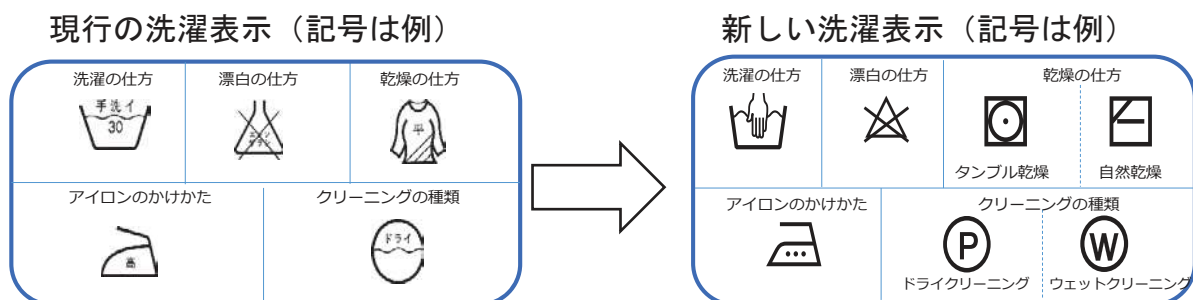
### 1 概要

平成28年12月1日から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しいJIS L 0001（以下「新JIS」という。）に規定する記号に変更されます（記号の詳細は別紙のとおり）。

新しい洗濯表示では、ドラム式洗濯乾燥機等による「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されたりすることなどにより、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増えます。これにより、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類等が縮む又は色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類等の繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。



## 2 改正の経緯

- 日本が加盟しているWTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、国際規格に準拠した国内での対応が求められています。
- しかしながら、欧米には洗濯物を自然乾燥させるという習慣がなかったため、国際規格（ISO 3758）には自然乾燥を示す記号が存在していませんでした。
- このため、日本は平成17年から自然乾燥を示す記号を加えるように改正提案を行い、平成24年4月に国際規格が改正されました。
- これを受けて、改正された国際規格に整合した日本工業規格（JIS L 0001）が平成26年10月に制定されたことに伴い、平成27年3月に日本の国内規格である繊維製品品質表示規程を改正しました。

## 3 施行日

平成28年12月1日

（施行日前は現行JISの表示を行い、施行日以降に新JISの表示を行います。）

## 4 経過措置

平成28年11月30日までに現行の洗濯表示を行った衣類等の繊維製品は、平成28年12月以降もそのままの表示で販売されていますので、当面の間、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と現行の洗濯表示が付された製品が混在することがあります。

### 【本件に対する問合せ先】

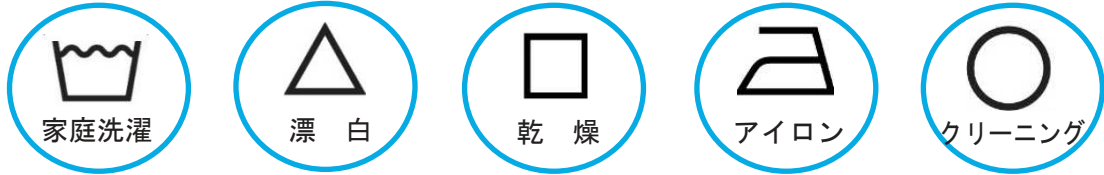
消費者庁表示対策課 担当者：林、橋本

電話：03-3507-9233（直通）

## 新しい「洗濯表示」のポイント

① 「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組合せで構成されます。

● 5つの基本記号



\*上記の順に表示されます。

● 付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

〈温度〉基本記号の中に付加

〈禁止〉

<p>線なし 通常の強さ</p> <p>— 弱い</p> <p>== 非常に弱い</p> <p>「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。</p> <p>【例】</p>	<p>〈記号〉</p> <p>「●」 「●●」 「●●●」</p> <p>低 → 高</p> <p>タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。</p> <p>【例】</p>	<p>〈数字〉</p> <p>【例】</p> <p>数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。</p> <p>【例】</p>	<p>✕</p> <p>基本記号と組み合わせて、禁止を表します。</p> <p>【例】</p>
---	---	---	---

- ② 記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示に変わります。
- ③ 記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載されます。(付記用語)  
(例:「洗濯ネット使用」「中性洗剤使用」「あて布使用」等)
- ④ 表示は、家庭洗濯、漂白、乾燥、アイロン等の処理の上限を表しています。  
記号が示す強さか、それより弱い範囲内で洗濯等をしてください。

【表示例】 「指示(推奨)表示」  
「40℃で洗濯がよい」という指示を提供

→

【表示例】 「上限表示」  
「40℃以下ならば損傷を起こさない」という情報を提供

- ⑤ 家庭での乾燥の記号に、「タンブル乾燥」の記号が新たに加わります。  
タンブル乾燥機とは、機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機です。  
日本の家庭では、洗乾一体型洗濯機や回転式衣類乾燥機などがこれに相当します。

【表示例】

- ⑥ 商業クリーニングの記号に、「ウェットクリーニング」の記号が新たに加わります。  
ウェットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げによる洗濯です。 【表示例】

- ⑦ 家庭での漂白の記号に、「酸素系漂白剤」の記号が追加されます。  
酸素系漂白剤は、色柄物にも使える漂白剤です。パッケージには「酸素系漂白剤」や「色柄物にも」などと書かれています。ただし、粉末タイプのは、毛や絹には使用できません。

【表示例】

## 新しい「洗濯表示」の記号と意味

旧洗濯表示の記号 JIS L 0217 より抜粋	新しい「洗濯表示」の記号（付加記号を含む） JIS L 0001 より抜粋
<p><b>家庭洗濯の記号</b></p>	<p><b>家庭洗濯の記号</b></p> <p>家庭洗濯（洗濯機洗い）ができます。 記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。 「-」は「線なし」よりも、弱く、 「=」は更に弱い洗濯機での洗い方です。</p> <p>「手洗い」をします。 洗濯液の上限温度は 40℃です。</p> <p>家庭での洗濯は できません。</p>
<p><b>漂白の記号</b></p>	<p><b>漂白の記号</b></p> <p style="background-color: #ffe0b0; padding: 2px;">NEW (酸素系漂白剤の記号が追加されました。)</p> <p>塩素系漂白剤や 酸素系漂白剤で 漂白ができます。</p> <p>酸素系漂白剤 のみが使え ます。</p> <p>漂白剤は 使えません。</p>
<p><b>自然乾燥の記号</b></p>	<p><b>自然乾燥の記号</b></p> <p style="background-color: #ffe0b0; padding: 2px;">NEW (ぬれ干しの記号が追加されました。)</p> <p>つり干し 平干し ぬれ つり干し ぬれ 平干し</p> <p>日陰の つり干し 日陰の 平干し 日陰のぬれ つり干し 日陰のぬれ 平干し</p> <p>※ぬれ干し（「  」「=」）は脱水せず（絞らず）に干します。</p> <p style="background-color: #ffe0b0; padding: 2px;">NEW タンブル乾燥の記号</p> <p>家庭でタンブル乾燥ができます。</p> <p>「点（・）」は乾燥温度を表します。 「・・」はヒーターを「強」などに設定します。 「・」はヒーターを「弱」などに設定します。</p> <p>タンブル乾燥はできません。</p>
<p><b>アイロン仕上げの記号</b></p>	<p><b>アイロン仕上げの記号</b></p> <p>アイロンを掛けることができます。 「点（・）」はアイロンの底面温度 の上限を表します。</p> <p>「…」は 200℃（高温）まで 「・・」は 150℃（中温）まで 「・」は 110℃（低温）まで</p> <p>アイロンは 掛けられません。</p>
<p><b>ドライクリーニングの記号</b></p>	<p><b>ドライクリーニングの記号</b></p> <p style="background-color: #ffe0b0; padding: 2px;">NEW ウエットクリーニングの記号</p> <p>ドライクリーニングができます。</p> <p><b>P</b> パークロロエチレンなど の溶剤を使用します。</p> <p><b>F</b> 石油系溶剤を使用します。</p> <p>ドライクリーニング はできません。</p> <p><b>W</b> ウエットクリーニングができます。</p> <p><del>W</del> ウエットクリーニング はできません。</p>

## 新しい洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯処理ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白処理ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

## 付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥処理ができる(排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥処理ができる(排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥※

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。





# 平成28年11月30日までの洗濯表示記号

表1 洗いかた(水洗い)

番号	記号	記号の意味
101		液温は、95°Cを限度とし、洗濯ができる。
102		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
103		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
104		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
105		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
106		液温は、30°Cを限度とし、弱い手洗い※がよい。(洗濯機は使用できない)
107		水洗いはできない。

※弱い手洗いには振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがあります。

表2 塩素漂白の可否

番号	記号	記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる。
202		塩素系漂白剤による漂白はできない。

表3 アイロンの掛け方

番号	記号	記号の意味
301		アイロンは210°Cを限度とし、高い温度(180から210°Cまで)で掛けるのがよい。
302		アイロンは160°Cを限度とし、中程度の温度(140から160°Cまで)で掛けるのがよい。
303		アイロンは120°Cを限度とし、低い温度(80から120°Cまで)で掛けるのがよい。
304		アイロン掛けはできない。

表4 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤はパークロロエチレン又は石油系のもを使用する。
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のもを使用する。
403		ドライクリーニングはできない。

表5 絞り方

番号	記号	記号の意味
501		手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。
502		絞ってはいけない。

表6 干し方

番号	記号	記号の意味
601		つり干しがよい。
602		日陰のつり干しがよい。
603		平干しがよい。
604		日陰の平干しがよい。

## 参考

現行JISにある絞り方の に相当する記号は新JISに無いため、新JIS表示では、必要に応じて「弱く絞る」などの付記用語で表示されることになります。

また、 は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号( )においてその意味を含んでいます。